

[論文]

第一次五カ年計画期の都市における女性労働の保護と平等 ——とくにスターリン批判による変化に着目して——

遠山 日出也

中華人民共和国は、統一戦線を重視した「新民主主義」を理念として建国された。しかし、第一次五カ年計画(1953～57)は、国家主義的な社会主義への改造をテコにして、急速な経済建設をすすめたため、さまざまな矛盾を激化させた。そこにソ連のスターリン批判のインパクトが加わって、1956～57年に若干の自由化・民主化がおこなわれた。この時期の諸問題を考察することは、女性解放と民主主義全般の発展との関係を明らかにする上で重要だと考える¹⁾。

本稿では、そうした問題意識にもとづいて、第一次五カ年計画期の都市における女性労働の保護と平等の諸問題を、とくにスターリン批判による変化に着目して考察する。以下、1では、「過渡期の総路線」の論理とそれが女性労働に関する政策および実態に与えた影響を述べる。2では、スターリン批判後の変化を、3では、その変化の限界を明らかにする。

なお、民主主義の発展/抑圧を捉える指標としては、女性解放の諸問題のほか、「国家の利益」と「個人(一部)の利益」との関係の把握や、その現れとしての「官僚主義」に対する理解、少数民族の独自利益の位置づけ、報道・言論の自由などに注目する。

1. 「過渡期の総路線」と女性労働

1953年8月、毛沢東は、社会主義工業化と社会主義改造をめざす「過渡期の総路線」を提起した。そこでは、「第一次五カ年計画の基本的任務は、主要な力を集中して重工業を発展させることだとされ、そのような「工業化」が「全国人民の最高の利益」であって、「全国人民のあらゆる一部の(……)利益」はそれに服従しなければならないとされた。工業化に必要な「大量の資金」を蓄積するために「労働生産性を高め(……)厳格な節約を實行し、経済計算制を貫徹」すべきことが説かれ、「人民の生活の改善(……)の速度は、必ず生産の発展の速度より低くなければならない」とされた(中国共産党中央委員会、1953b、p. 709, 712)。中華全国総工会も「個人の利益は国家の利益に服従すべき」ことを強調した(人民日報、1953-11-26、以下新聞名の「日報」は略す)。そして、こうした方針に反する

ような思想や行為は「(ブルジョア) 個人主義」として批判された(干、1954など)。

中華全国民主婦女連合会も、「この総路線を貫き実現して中国を偉大な社会主義国家に建設してこそ、初めて女性の徹底した解放をいっそう実現することができる」(人民、1954-3-4)と主張した。総工会女工部は、女性労働者工作は「必ず党委員会の統一的な指導の下に」すべきであるとし、「女性労働者の特殊な問題を孤立させて扱う」「偏向」を批判した(工人、1954-6-4)。

また、1953年には、党中央の指導から離れる「分散主義」に反対すべきことも強調されるようになり、その後「党と政府の一体化や官僚主義などの現象が日ましに深刻になった」(陳、1988、p. 27)。年の初めには強調されていた大漢民族主義批判(中国共産党中央委員会、1953a)もその後言われなくなり、報道の自由に対する規制も強まった(孫、1989)。

すなわち、過渡期の総路線においては、党の一元的指導の下、重工業中心の工業化という「国家の利益」に「一部の利益」や「個人の利益」は従属させられ、女性の独自の利益や運動に対する抑制が強まった。

以下では、こうした方針が、女性労働に関する政策や実態にどのような影響を与えたかについて、保護と平等の問題に分けて見ていく。

1) 保護

(1) 政策

「過渡期の総路線」においては、「生産の発展の基礎のうえにはじめて女性労働者の特殊な問題も一步一步解決することができる」とされ、「単純に女性労働者の福利の要求を満足させる」ことは批判された(人民、1954-3-8)。

ところが、こうした「単純な福利観点の批判を経た後、また生産だけに注意して労働保護に注意しない一面的観点が生じ」、流産率が增大する事態が起き(工人、1954-8-8a)、『工人日報』が社説を出すまでになった(工人、1954-8-8b)。

そうした紆余曲折を経て、1955年3月、労働部機関誌『労働』に呉平「女性労働者の労働保護工作を強めよ」(呉、1955)が掲載される。この論文は、女性労働者に対する労働保護を「女性労働者の労働生産性を高めるための最も重要な要素の一つ」として位置づける。そのため、「急いで解決を必要とする若干の問題」を解決せずには、「彼女たちを一生懸命生産に従事させられ」ないと批判する。しかし、もう一方で「不適当な保護措置を規定したこと」、具体的には月経期間は一律に休みを2日間与えることや妊娠満6,7カ月になった

ら一律に軽い仕事に回すことを批判した。

法制としては、かつて1951年9月に労働部が召集した第1回全国労働保護工作会議で「女性労働者保護暫定条例」の草案が討議・採択された（人民、1951-9-22）。この草案では、同一労働同一賃金、妊娠満6カ月以降の女性労働者の軽い業務への転換、妊娠満6カ月以降の妊婦および4カ月未満の乳児がいる母親の時間外労働の禁止、1歳未満の乳児のいる女性労働者に対する授乳時間の保障、妊娠・出産による女性労働者の解雇の禁止などが規定された（全国総工会、1951）。さらに1952年12月の第2回会議の際にも、女性労働者保護暫定条例の草案を制定したと報じられており（人民、1953-1-30）、その全文は不明だが、募集・採用時の女性差別の禁止や、妊娠満7カ月以降および授乳中の女性労働者の夜勤禁止も規定したと報告されている（中央人民政府労働部労働保護司、1953、p.7）。

しかし、第一次五カ年計画期に入ると、女性労働者保護暫定条例をめぐる動きはメディアで報じられなくなる。ただし実際には、紡織工業部が1955年、条例の暫定実施規則の草案も定めて、各地の工場に研究と試験をおこなわせる（紡織工業部労働工資司、1956、p.9）などの動きは存在した。しかし、1957年に胡耐秋は「労働女性保護法は以前二、三年進展したが、以後停頓した」と述べており（光明、1957-6-7）、取り組みが鈍くなったことはたしかである。

このように、第一次五カ年計画期においては、女性の労働保護は一定の配慮はされつつも、それ以前に比べて取組みが弱まった。

(2) 実態

1955年末以降の「社会主義の高まり」によって女性の生産労働への動員がとりわけ強化されると、ふたたび流産率の増大が生じた。上海では「市の工会女工部の1955年の19の中小の紡織工場の調査によると、流産率は14.3%であり、大きな工場の平均は12%であった。今年[1956年]、社会主義競争と先進生産者運動が展開されて以後、流産率は19%に増加した」（大公報、1956-8-27）。体をこわす女性労働者が増えたため、出勤率も低下した。天津と青島での調査によると、紡織業では1956年の出勤率は、55年に比べて、青島では一般に2%前後、一部では4~5%低下したという（人民、1956-11-30）。

こうしたことの原因として、以下のような問題が指摘されている。

a. 一般的な労働条件

まず、労働強度が増大した。たとえば「自動織機の台持ち女工は、機械の速度が速くなった後は、一日41.25華里[20.5km]走らなければなら」なくなり（解放、1956-8-12）、製

糸業でも労働者は、「機械の速さは飛ぶが如くで、生産の際は目は糸の端から離せず、手は繭から離せず、茶を一口飲み、汗を拭う時間もない」と言っていたという(人民、1956-11-18)。また、労働条件も悪く、とくに製糸工場は「高温・高湿で、空気が混濁していて、酸素は不足している」(同上)。さらに、勤務時間外もほとんど毎日、1、2時間の会議や学習に参加しなければならない状況があった²。こうした拘束時間の長さはとくに子どものいる女性にとって負担になった。彼女たちの睡眠時間は短く、「5、6時間」(鄭州市百貨店。河南、1956-6-15)、「4、5時間」(青島国棉二廠。大衆、1956-7-31)などの数字が報じられている。

b. 母性保護

まず、月経の際に休みが取れない(取りにくい)、軽い仕事に回さないという状況があった。これらは、電車会社(北京、1956-8-2)、地質調査隊(包頭、1956-8-19)、都市建設局(雲南、1956-10-5)など、立ち仕事や体力を要する職場からの声として出ている。また、北京市の人代で王淑珍代表は、女店員の状況について、「月経が不正常な女の同志に対しては、本人が積極的に治療するほかに、組織的にも以前のとおり元の規定を保持して、適当に1日か2日休ませることを希望する」(北京、1956-8-14b)と述べおり、当時は月経時に「一律に2日間休みを与える」ことをやめただけでなく、月経時の休暇自体をなくしたようだ。

産休は、労働保険条例で56日と規定されていたためか、大きな工場や企業・機関では一応保障されていたようだが、たとえば安徽省銅官山鉞区では、仕事を代わりにする人がいないので、産休が多くて40日、少なければ10数日しか取れないとか(安徽省工会劳保部女工科、1956)、杭州市の中共上城区委書記が報告の中で「女教師はいつも産休・病休を取るが、それには多くの代講教師を必要であり、増産節約の精神と合致しない」と言うなど(杭州、1957-5-26)、権利として十分保障されていたとは言い難い。

妊娠した女性の軽い業務への転換に関しても、青島市工会連合会女工部の馬文は、同市は「軽工業が発達している都市であり、女性労働者の人数は多く(……)各工場は妊娠7、8カ月の女性労働者は身体の状況に基づいて、医者 of 証明があれば、もとの仕事の1/3か1/2を減らす(賃金は元どおりに支給する)、あるいは妊娠5、6カ月以降は軽い仕事に回すと規定しているが、実際は出勤状況が良くなかったり、現場の生産任務が繁忙であったりすると、このような配慮は捨て去られる」(人民、1956-5-27)と述べている。商業部門に関しても、先述の王淑珍代表は、妊娠6カ月以後の女性に重いものを運ばせるなど、一部の店

員や保管員の労働強度が高く、「若干の不正常な分娩と流産とを引き起こした」と指摘している。

授乳時間については、北京市の商業系統 13 単位に対する調査によると、形式上は 1 カ所を除いて授乳時間があるが「実行はされていない。たとえば西単区の第 25 販売店では(……)代わりに仕事をする人がおらず、そのため現在授乳している 6 人の女性労働者のうち、仕事の時間に授乳できるのは 1 人だけである」という。同販売店の責任者は、女性労働者が「必要だと言わなければ与えず、授乳時間を申し出ない女性労働者を表彰さえする」とのことで、「他の単位にも似たような状況がある」という（北京、1956-8-14a）。上海の国营棉紡織工場でも「女性労働者保護制度をすでに全面的に推進しているのは 4 つの工場だけであり、大多数は一部の作業場で哺乳代替工制度を推進しているだけで、欠勤率が高いときはそれも保証できない」（紡織工業部労働工資司、1956、p. 11）という。

このように、妊婦の軽い業務への転換や授乳時間に関しては、当時すでに女性労働者保護条例草案に近いものが規範として意識されている状況はありつつも³、それは、人員不足や生産の任務によってしばしば形骸化していた。

また、1954 年に初の女子測量隊である「玉門油井女子測量隊」が設立された。しかし、その後、女性の多くが体を壊してしまい、代わりに配置された男性が多くなって、女性は、全隊員 32 人のうちの 12 人でしかなくなった。その背景には「月経が来ても、病気になってさえも休めずに野山を駆け回らなければならず」、「日曜もなく」風雪や雨、雹にさらされて働かなければならない状況があった（中国青年報、1956-10-28）。これは、一般的な労働条件と母性保護の両方が関わる問題と言えよう。

(3) 背景

1956 年に以上のような状況が発生したのは、一つには、先述のように保護を「労働生産性を高める」手段として位置づけるかぎり、同年のように「各工場の生産任務がみな比較的厳しく」と、「指導幹部が任務を果たすため、一面的に女性労働者の作業時間を延長し、彼女たちの労働強度を強める」（解放、1956-6-11）傾向が生じるからだと考えられる。

また、「生産・企業部門の指導的人員」の中には、「授乳時間を与えず、それに対して意見を出す女性労働者がいると、『個人主義だ』と批判し、労働者大会で典型的思想として批判さえする」者もいた（天津、1956-12-30）。また、企業の指導者が、「妊娠した女性の仕事を軽くしなければならない」と聞くと、「そうした『女々しい [婆婆媽媽]』ことは、ほんとうに面倒だ」と感じて、そのことを保障するのを嫌がる状況（南方、1956-7-9）や「男

の同志」が、女性が月経時に休暇を取ることをとやかく言う状況（包頭、1956-8-19）もあった。これらからは、母性保護要求に関しても、個人主義を否定するイデオロギーや女性の独自要求に対する抑圧が障害になっていた面があったことがうかがえよう。

このように、当時における労働保護・母性保護の侵害の背景には、当時の政策やイデオロギーがあったと言える。

2) 平等

(1) 政策

この時期、第一に、女性に対する「差別視」「重男軽女」という言葉が政策文献に出てこなくなった。すなわち、問題にされなくなった。女性幹部の養成や抜擢に関しても、「女性幹部自身の自己学習の責任」が強調された（『新中国婦女』社論、1953）。

第二に、むしろ自分がついている職業や仕事に不満をもつことが批判された。『新中国婦女』社説は、女性から「公文書類の受け入れ発送をする、書き写す、子どものお守りをする、電話に出るといったことは一生うだつが上がる仕事だ」という不満が出ていることに対して、「あらゆる仕事はみな必要であり、それらの区別は革命の事業の分業にすぎないから、どの持ち場の労働もみな尊い」と説く。それゆえ、それらの区別にこだわって「個人の前途」や「名誉や地位、待遇」を問題にし、「仕事に身が入らない」とか「配置転換を要求する」のは、「個人主義」だと批判する（『新中国婦女』社論、1954）。看護婦や店員からは、仕事が単純労働で面白くない、将来性がないという不満に加えて、「人に仕える」職業だとか、仕事がきついという不満も出ていたが、それらの不満に対しても同様のことが説かれた⁴。こうした論理は、当時、さまざまな下積みの職業に対して説かれていたが、女性職に対して説かれることが多かった⁵。

第三に、仕事と家事・育児との矛盾に関しては、子どもが何人もいるのに仕事で優秀な成績を上げている女性の事例を紹介することによって、女性労働者に、自らの努力と工夫次第で克服できるという「信念」と「向上心」を持つように「思想教育」をすることが「最も重要」とされた（工人、1955-11-23a、bなど）⁶。

ただし、1955年後半に総工会女工部が出した論文は家事分担にも触れており（分担者として最初に挙がっているのは姑であるが）（工人、1955-11-23a）、同時期の『新中国婦女』は、小さな記事ながら、とくに夫の家事分担を訴える記事も2件掲載した（荷、1955、喬、1955）。この背景には、結婚・出産する女性労働者の増加（工人、同上）があったようだ。

(2) 実態

1956年 年 半 ば 以 降 に な る と、 以 下 の よ う な 女 性 差 別 が あ る こ と が 明 る み に 出 さ れ た。

① 妊 娠 し た 女 性 や 子 ど も を 産 ん だ 女 性 は 降 格 す る、 退 職 さ せ る。

1956年 5 - 7 月、『工人日報』が「女性労働者は子どもができてでも進歩し続けることができるのか？」という討論をおこなったが、その「編者按」は、「少なからぬ女性労働者が子どもを産んだために差別され、排斥されて」おり、それらは「けっして一部のことでない」と指摘している（工人、1956-5-29）。

降格の形態の一つは、技能労働者をその仕事から離れさせることである。たとえば妊娠や出産をすると、機械・金属工場では、旋盤工や研磨工を、雑務工・保育員・統計係・保管係にする（人民、1956-12-30、旅大、1956-7-16）、紡績業では、保全工を現場に戻して台持ち工などにするなど（長江、1956-9-14）のことがあった。本溪鋼鉄公司では「1951年に女の機械操作担当者[司機]を6人養成し、『三八』号が成立したけれども、現在は残っているのは1名だけで、しかも機械操作助手であり、その他はみな雑務と保育の仕事に回された。配置転換の主な原因は、これらの女の機械操作担当者が母親になったことである」（遼寧、1956-10-21）という。

また、妊娠や出産をすると、役職——たとえば百貨店の業務係の係長（遼寧、1956-12-26）、電話ステーションの班長（工人、1956-6-30）など——をやめさせる場合もあった。職場自体をやめさせる場合（工人、1956-7-21、亜、1956など）も珍しくなかった。

また、機構の簡素化の際、女性労働者、とくに子どもを抱えた者を余剰[編余]人員にすることもあった。たとえば、柳州鉄道電務部門が1955年に機構の簡素化をした時、余剰人員にした大部分は、乳児がいるか妊娠している女性労働者だった（工人、1956-12-15）。

② 女 性（とくに結婚している女性、中でも子どものいる女性や妊婦）は採用しない。

これはあらゆる職種で見られた現象だが、たとえばハミ幹部学校の卒業生のうち、女子学生の30人あまりは、新華書店や貿易会社、人民銀行など、どの職場からも「いない」と言われた（新疆、1956-12-11）。また北京バス会社は「1954年9月から現在までに（……）採用した500名余りの労働者のうち、女は1人もいない」といい、その理由は「女性は結婚して子どもを産むから、そうした面倒を避ける」ためだという（人民、1956-7-20）。

③ 女 性 は 養 成・ 抜 擢 し な い。 子 ど も の い る 女 性 は と く に そ う し な い。

「女性の仕事の権利が充分保障されないだけでなく、女性の養成と抜擢は、指導部に重視されるのはいっそう難しい」（長江、1956-9-14）とされていた。

たとえば、大連起重機工場は「女性労働者の技術を高めることに関心を払っていない。多くの女性労働者は8、9年仕事をしているのに、まだ3級労働者である」。その理由は、結婚して子どもを産んだら「技術を学んでもむだになる」からだという(旅大、1956-7-16)。技術職になるには学校段階でも差別があり、たとえば人民鉄道ハルビン局技能労働者学校は1956年に学生を600名募集したが、管理局は、女性は受け入れないと規定し、政治部は、職種によっては女性を受け入れる意見を出したが、結婚または婚約している女性は要らないとした(人民鉄道、1956-12-11)。

幹部の場合も、「同等の能力をもった男女の幹部に対して、往々にして男性の方を多く抜擢し、女性の方は少ししか抜擢しない」(人民、1956-9-25)。たとえば中共浙江省農業庁では、「現在庁全体の範囲で女の副課長が3人いるだけで、等級の最高は19級である。1949年に仕事に参加した、一定の教育水準と業務能力がある多くの女の同志が、いまだに事務員である」(浙江、1956-7-11)。

1956年上半期の青海省については男女別の幹部の抜擢数が判明しているが、「全省で抜擢した幹部は903人で、そのうち女性はわずか16人、抜擢した幹部の総数の1.7%強を占めるにすぎないが、全省の女性幹部は幹部の総数の12%を占めている」(青海、1956-11-11)。また「[山西省]陽泉市が1956年上半期に課長以上に抜擢した各級の幹部は合計630人だったが、そのうち女の同志は3人であった。そのうち2名は婦連の副主席だった」(山西、1956-12-2)⁷。

また、女性は家事・育児に煩わされずに学習に専念したいので、職を離れて学習に従事する(脱産学習と呼ぶ)希望が強かったが、それは難しかった(浙江、1956-7-11)。なぜなら、指導部は「女の同志は小さい子どもがいるのになんで学習に行けるのか」(武漢市建設銀行総裁)(長江、1956-9-14)と考えがちだったからである。

(3) 背景

当時、女性を差別した理由として挙げられているのは、第一に、「妊婦と子どものいる女性労働者は『コストを下げる』と矛盾があり、『経済計算』の原則に合致しない」(人民、1956-7-27)とか、それゆえ「女性労働者を使い、養成するのは『算盤に合わない』」(人民、1956-9-27)とかいう認識があったことである。この点は、当時、労働生産性の向上やコストの低下を、生活の向上よりも優先させていたことと関係していよう。

第二に、「若干の人」の中に、「結婚し子どもを産んで以後停滞して前進しない女の同志は、自ら甘んじて立ち遅れている」と考えて、彼女たちを「責め、蔑視する」発想があつ

たことである(頼、1956)。この点は、当時、仕事と家事・育児の矛盾は、女性自身の努力と工夫次第で克服できるとされていたことと関係があろう。

第三に、百貨店で女性店員の保護の侵害や差別に対して意見を出したら、副社長が「個人主義だ」「立ち遅れている」とレッテルを張ったとか(齐齐哈尔工会联合会女工部、1956)、ある銀行では、専門的な業務を学習してきた女性も含めて、女性の多くが公文書類の受け入れ発送の仕事させられていたことに対して不満を言ったら、指導部が、「仕事に身が入っていない」のは「思想に欠点がある」からだと言った(張、1956)事例がある。これらは、当時、自らの仕事に不満を持つことを「個人主義」と捉えていたことの反映であろう。

第四に、女性を抜擢しない理由としては、「女の同志を抜擢することは(……)一緒に仕事をする男の同志の自尊心を傷つける」(山西、1956-12-2)ことが挙げられる場合もあった。第二、第三の点も含めて、こうした状況は、当時における女性の独自利害の軽視と関係しているように。

以上からは、当時の男女差別は単なる古い考え方の名残りではなく、当時の政策やイデオロギーと関係していたと言えよう。

2. スターリン批判後の変化

1) 民主主義全般の発展

1956年半ば頃になると、急速な経済建設のさまざまな矛盾が深刻化し、それに対する対処を迫られた。また同年2月、ソ連でスターリン批判が起き⁸、それを受けて書かれた4月の『人民日報』の無署名論文「プロレタリア独裁の歴史的経験について」は、「社会主義社会で個人と集団が矛盾する現象が存在するのは、なんら不思議なことではない。そして、党と国家のいかなる指導的人物でも(……)人民大衆から遊離し、実際生活から遊離したならば(……)重大な誤りをおかすことになる」(人民、1956-4-5)と述べて、社会主義社会における個人と集団との矛盾の存在や、その原因が党や国家の指導者にある可能性を認めた。

9月の第8回党大会では、劉少奇が「多くの国家機関のなかには(……)下級や大衆の意見を押しえつけ、大衆の生活に少しも関心をもたない官僚主義的な現象が存在している」

(人民、1956-9-17)ことを批判した。大衆や党員の「個人の利益」要求に関しても、「なんの区別もなく」「個人主義」というレッテルを貼ることは「官僚主義」として批判されている(中国青年報、1956-7-14、人民、1956-9-22)。具体的には、とくに「生産の発展」だけでなく「生活の改善」が説かれるようになり、1956年の労働者の平均賃金は前年より13%

前後引き上げられた（人民、1956-9-19）。むやみな時間外勤務や休日出勤の抑制も説かれた（人民、1956-10-31）。

「百花齊放・百家争鳴」のスローガンの下、言論や報道の自由の拡大もはかられ（銭、1988）、「少数民族を軽視する大漢民族主義の傾向」もふたたび批判された（人民、1956-9-17）。

2) 女性労働についての議論と政策の変化

(1) 女性労働論

この時期、女性労働論にも変化が生じた。以下では、とくに女性（労働）問題の責任者クラスの人々、具体的には総工会主席・頼若愚（頼、1956）、労働部副部長・劉子久（劉、1956）、総工会女工部（工人、1956-7-20）、総工会女工部部長・楊之華（人民、1956-9-27）、婦女連合会副主席・鄧穎超（人民、1956-9-23）、中共中央婦女工作委員会第一書記・婦女連合会主席・蔡暢（人民、1956-9-25）、身分は不明だが『人民日報』に論説を書いた周静宇（人民、195-7-27）の論文（以下、執筆者の姓のみを記す）や新聞の「社説」、新聞・雑誌の「討論」の「総括」に注目して考察する。

この時期の議論の特徴は、なにより女性解放の独自課題を直接追求する視点があることである。たとえば鄧穎超は、女性団体の役割を發揮させるべきことを説くとともに、「私たち女性工作の指導機関」も「女性大衆の切実な要求と苦しみに対する関心が不十分で」あったと反省を表明した。蔡暢が、レーニンの「プロレタリアートは、もし女性の完全な自由を闘いとらないならば、自らの完全な自由を得ることはできない」という言葉を引用したのも、女性解放を他の課題に単純に還元しない姿勢の現れであろう。

具体的には、上述の諸論文は、工場や企業・機関が女性（とくに結婚した女性や子どものいる女性）を採用しない、降格・退職させるといった行為に対して、女性を「差別視」する行為であると批判する（頼・劉・女工部・楊・周）。幹部の養成・抜擢に関して女性幹部を「差別視・軽視」する行為も同様に批判された（蔡）。

そうした差別をする理由として、女性が結婚・出産すると「立ち遅れる」「生産や仕事の効率が下がる」と言われていたことに対しても、それは、彼女たちが家事・育児に時間や精力を費やしているからなので、女性の側が「責め」られ、「差別視」されるのではなく、むしろ「援助」されるべきであると説く（頼・劉・女工部・周）。

こうした議論の背景には、「子どもを育て成長させるのは、母親・父親だけの責任ではなく、社会全体の責任」（女工部・周）、「女性だけが負担するのは不合理」（劉）という認識

があった。託児所や労働保護には「コストがかかる」とか、女性労働者の養成は「算盤に合わない」とかいう議論に対しては、「使わなければならない金を幾らか使うのは、まったく合理的」(楊)という議論がなされたことも見逃せない。

それゆえ、託児施設の量的質的充実(頼・女工部・周・劉・鄧・蔡)や妊娠・出産・授乳期の保護の強化(頼・周・劉・楊)、女性労働者保護条例の制定(周・劉)なども主張されている。また、楊之華は、国家計画委員会などが、女性労働者がいる単位は、労働定員やコスト計算などの面で女性労働者の特殊な要求を考慮すべきことを規定するよう提案している。この点は、当時人員不足などで女性労働者が権利行使できなかった状況があったことを考えると重要であろう。

看護婦や保育員などの専門性の尊重や待遇の改善も説かれた(鄧、人民、1956-9-10)。家事労働に関しても「家庭の中の成員、まず男性が女性の子どもを養育する家事労働をいくらか負担すべきである」(劉)などと、男性や夫の分担を第一に述べている(女工部の論文も同様)⁹。

(2) 女性労働政策

1956年、「中華人民共和国女性労働者保護条例」の草案が完成した。その内容は、1951年草案を強化したものであり、具体的には、軽い業務に転換する期間を「妊娠満6カ月以降」から「妊娠期間」に拡大するとともに、時間外労働を禁止する期間も、「妊娠満6カ月以降および4カ月未満の乳児がいる母親」から、「妊娠期間および6カ月未満の乳児がいる母親」に拡大した。また、1952年草案と同様に「妊娠7カ月以降および6カ月未満の乳児がいる母親」の夜勤も禁止した。さらに、妊娠・出産による「解雇禁止」に加えて、「賃下げ禁止」も規定した(申、1989、p. 46-47)。

さらに、商業部と商業工会は連合して「女性労働者の労働条件の改善と労働保護の強化に関する指示」を出した。その内容は上記の条例とほぼ同じだが、くわえて「使用・養成・抜擢」に対しても「男女平等」の原則の貫徹を指示している(大公報、1956-9-12)¹⁰。

地方では、さらに進んだ措置をとったところもある。フフホト市は、1956年11月に「女性労働者保護暫定規則」を「公布」し、執行状況の検査もおこなった(呼和浩特市の労働局、1957)。杭州市でも「杭州市工場・企業女性労働者保護暫定規則」の執行情況の検査をおこなっている(杭州、1956-12-9)。

また、衛生部は1956年6月から半年の研究を経て、「看護婦工作の改善に関する指示」の草案を起草し、関係単位に配布して討論させた(人民、1957-3-23)。託児所についても、

紡織工業部が、過去の「官僚主義的作風」を反省して、「宿舍・託児所計画」の草案を作成するなどした（遠山、1999、p. 293）。

3. スターリン批判後の変化の限界

1) 民主主義全般の発展の限界

まず、当時の中国においては、個人や個別利益の尊重が説かれたといっても、それは、国家の利益という大枠内でのことだった。たとえば、「個人の利益」の尊重が説かれたのも、「大衆の個人的利益に充分に関心を寄せてこそ、彼らが国家の生産の任務と仕事の任務をいっそう立派に完成させるのを助けることができる」（中国青年報、1956-7-14）という理由からであった。また、大漢民族主義が批判されたのも、それを「克服してこそ、少数民族の中にある地方民族主義の気分を無理なく克服することができる」（人民、1956-9-17）からであった。

また、官僚主義が批判されたといっても、「官僚主義」は、多くの場合、「大衆から遊離し、実際から遊離した官僚主義」と形容されており、「実際から遊離」することが問題にされている。また、「官僚主義」の具体的行為としては、「会議を開いたり公文書に判を押ししたりすることだけに追われて、大衆に近づかず、状況や政策を研究しないやり方」（人民、1956-9-17）などを挙げる場合が多い。そして、その結果、「主観主義」に陥るという理由で批判されている（人民、1956-9-18）。すなわち、当時の官僚主義批判は、大衆の意見に配慮するという面もあったが、客観的な実際の状況から遊離することに対する批判という面が強かった。

以上より、当時の改革の動きは、あくまでも実際の状況に即した形で生産の発展を促進し、国家の発展をはかるためのものであったといえよう。

むやみに時間外勤務・休日出勤をさせる行為を戒めた記事にも、必ず、そのような行為によって病気の人員が増えて、欠勤率が増加したことなどが述べられている（人民、1956-10-31）。ここには、労働時間そのものの規制や短縮という問題意識はない。

2) 女性労働についての議論と政策の変化の限界

女性の権利や利益の擁護も、大きな文脈としては、みな、彼女たちの「社会主義建設」に対する「積極性を発揮させる」ため（劉・楊・鄧・蔡）の手段として位置づけられている。すなわち、女性労働者の差別視・排斥が批判されたり、出産や子育てが社会全体の責

任とされたりしたのは、女性の社会的労働への参加が「社会主義建設の勝利を保証する」ために必要で、「子どもは社会主義の事業の後継者」だからという理由によるものであった（女工部・楊）。女性の利益や権利の主張を「個人主義」や「女々しいこと」として捉える認識が批判されたのも、女性労働力の動員や母性保護は、上のような理由から、「単なる女性労働者個人あるいは彼女たちの家庭の『女々しい』こと」ではない、という論理によるものであった（南方、1956-7-9）。

以上のような限界は、具体的には、第一に、以下に挙げるような男女平等それ自体を追求する性格が強い課題は相対的に軽視されたことに現れている。

①職場における「養成・抜擢の男女平等」。母性保護や、妊娠・出産による解雇や賃下げの禁止、女性を採用しないことに対する批判、託児所の整備などは、女性の独自要求という側面を持つと同時に、労働力の再生産や女性労働力の動員のためである側面も持っていた。

それに対して、より男女平等自体を追求する性格が強い、養成・抜擢の男女平等（もちろん妊娠・出産した女性への差別も、男女差別の一種ではあるが）は、先に挙げた論文の中では蔡暢が説くにとどまる（「養成」に関しては、楊之華も触れているが）。この問題を取り上げた記事の件数も比較的少なく、とくに単独で取り上げたのは『中国婦女』の記事（張、1956）のみである。女性労働者保護条例草案にも養成・抜擢の男女平等は入っておらず、政策としては商業部と商業工会の指示に言及されているにとどまる。

②夫の家事分担。この問題を取り上げた記事は、他の時期よりは多いとはいえ、『文匯報』の連載（1957-5-1—6-1）を除けば散発的で、王行娟や孟凡夏という女性記者が記事で取り上げた（中国青年報、1956-3-9、解放、1956-12-5）のが目立つ程度である。政策的な対応は見られない。

③保育員の待遇。この時期、保育員自身の待遇を改善する動きは弱かった（遠山、1999、p. 293-294）

第二に、託児所の整備や母性保護に関しても、生産の発展を追求する枠内でしか論じられなかった。すなわち、「多くのお金は必要としない」のにやらないこと（南方、1956-7-9）や生産面での「浪費の大きさ」（周）を問題がされるにとどまっており、生産のための投資を母子保護のために割くような発想はなかった。

第三に、政策への結実や実効性確保の措置が乏しく、実際に改善されたという報道は少ない。女性労働者保護条例も草案ができたにとどまり、当時は新聞や雑誌で公表されるこ

とはなかった。また、罰則や救済措置も定められていない。看護労働に関しても、たとえば浙江省では「看護仕事を改善する要求が提出されて後も、各医療単位ではあまり改善されていない。(……)省が出した看護工作の方案は、多くの病院ではまだ人々の目に触れておらず、人事課かその他の所に放置されている」(浙江、1957-6-5) 状況だった。

第四に、「女性に家事労働の時間を保障する」(鄧・蔡) という主張がなされた。商業部と商業工会の指示にも「女性は子どもをしつけ、家事をする負担があるので(……)不必要な会議はせず、女性労働者が家庭生活を処理し、子どもを育てるのに必要な時間を残さなければならない」とある。こうした措置は、女性を過重な負担からは解放する反面、性別分業に固定化する要素も持っており、女性抑圧を緩和するというより、抑圧の形態を変えにすぎない面が強い。この点は、先述の「実際から遊離しない」という姿勢がいわば現実主義であって、現実を変革する志向は弱いことや、男女共通の労働時間規制という問題意識がなかったことと関係していよう。

第五に、上の問題とも関係するが、性別分業をトータルに問い直す視点は、この時期にはまだ生まれていない。たとえば保育や看護が女性職であることへの疑いは個別の記事にも見られない。ただし、家事労働については、「夫も妻も働いており、家庭生活も夫婦共同だから、夫婦で分担しなければならない」と明確に主張する議論が既に出ている(中国青年報、1956-3-9、文匯報、1957-4-24)。

3) 1957年5-6月の座談会などにおける議論

1957年5-6月には、各地で婦連の党グループなどが党外の女性らを招いて座談会などを開いた¹¹。そこでは、女性幹部や女性知識人に対する差別への批判などとともに、婦連の主体性・闘争性の弱さや官僚主義を批判する発言が多数出された。たとえば山西省では、山西師範学院副教授の郭悟真が「去年機構の簡素化の措置が下達されて以後、『人民日報』は、あろうことか『職務にふさわしくない』女の幹部は家に帰れというスローガンをうち出した。(……)これらは、みな男性中心主義の現れであって、断固として反対しなければならない。この面で、婦連の組織は女性の権利と地位を保障するために闘うべきである」(山西、1957-6-11) と述べた。

中共中央婦女工作委員会と全国婦連の党グループも、党外の女性工作責任者と座談会をおこなった。その席で胡耐秋は、労働強化による女性の健康への影響や「家事・育児と労働、工作・学習の間との矛盾」について、「婦連はわかってはいるのだが、深く研究・分析

してはいないし、また、自らの主張と解決の方法を明確に提起したこともない」と指摘した。そして、彼女は労働女性保護法の「早期の公布」を要求するとともに、「中央婦委と全国婦連が研究して女性理論工作をうちたてることを希望する」と述べた(光明、1957-6-7)。

郭悟真が求めた、『人民日報』をも批判するような「闘争」性、胡耐秋が提案した「女性理論」の構築は、婦連に強い主体性を要求するものである。当時の婦連にそれがなかったことが、女性政策の弱さの根本原因だったろう。夫の家事分担をテーマにした『文匯報』の連載も、1957年5-6月におこなわれており、この時期の議論は、当時の政策の限界を突くものであったと言えよう。

おわりに

以上にもとづくと、以下の点が言えると考ええる。

第一に、女性解放(労働における男女平等や女性の労働保護)と民主主義全般の発展とは深く関わっている。具体的に言えば、個人の利益を国家の利益に従属させる「過渡期の総路線」の下では、女性の独自利益も軽視されて、女性の労働保護に対する取り組みが弱まるとともに、男女平等の主張も抑制された。1955年後半以降、女性の雇用労働への動員は強化されたが、保護に対する侵害はいつそう強まった。そうしたなか、1956年半ば頃から、女性の独自利益を含めて民主主義を尊重する流れの中で、男女がより平等な形で職場へ進出することや女性の労働保護・母性保護を保障する動向が強まった。しかし、そうした動向も、当時の民主主義が全体として国家利益の枠内にとどまるものであったために、男女平等それ自体を追求する性格の強い課題が軽視されるなど、さまざまな限界を持った。

ただし、第二に、以下の点で、女性解放と民主主義全般の発展とは、単純に両者の量的拡大が比例するというような関係ではない。

一つは、民主主義全般の発展/抑圧にストレートには還元されない社会的変化によって、質的に新たな女性解放の要求が発生することである。たとえば、1955年後半以降、結婚・出産する女性労働者が増大したことにより、夫を含めた家事分担要求が強まったことはすでに述べた。また、1951～52年と1956年は、女性労働者保護条例の草案が作成された点は同じだが、1956年は、1951～52年よりも妊娠・出産による差別や養成・抜擢における差別が大きな問題になった。これも、結婚・出産しても働き続ける女性が増えたことによる変化だと考えられる。

もう一つは、「女性に家事労働の時間を保障する」という議論に見られたように、抑圧の

「強弱」ではなく、「形態」が変化する局面も存在することである。

今後、他の時期や他の問題を考察することによって、以上の点を検証・発展させたい。

注

¹ 中国共産党の女性政策に関する近年の英米の研究は、その限界や問題点を明らかにするうえで多くの成果を挙げってきたが、そうした限界や問題点と民主主義全般の抑圧との関連は十分には解明してこなかった（遠山、1990, 1991）。

² 会議といっても、その内容は兵役や公債の宣伝、先進生産者運動への動員などであり（人民、1956-11-30）、参加者が決定を下すものではない。また学習も、上海の国棉十二廠での取材によると、女性労働者たちは一日働いた後で疲れているうえ、進度が速すぎ、復習の時間も取れないので、「白紙答案を出し、零点を取り、黒板の前に立っても何も書けず、問題を出されても答えられないというのが普通の現象である」という（解放、1956-12-5）。

³ ある女性労働者が授乳の時間を取ったことについて、「女性労働者保護条例に基づけば本来許されるのに、彼女はそのため行政側に批判された」と述べている記事がある（新湖南報、1956-10-14）。この記述は、1956年草案が意識されていたことを示している。

⁴ 看護婦に関しては（傳、1953, 1954）、店員に関しては（大公報、1955-8-15—10-31）参照。主婦労働に関しても、同様の論法で不満を抑圧した（『新中国婦女』討論、1955）。

⁵ 当時は一般的にも、『工人日報』の討論「誰のために働くのか？（個人の利益と国家の利益の関係を論ず）」で、「いかなる持ち場にあっても光を放ち、国家と人民に貢献できる」（工人、1954-4-27）と説かれていた。しかし、たとえば謝覺哉「自分の仕事を愛そう」で挙げられている職業を見ると、用務員を除けば、看護婦、保育員、会計・書記・受け入れ発送係、小学教師であり、いずれも女性職的色彩が強い（中国青年報、1954-7-27）。

また、『新中国婦女』にはこんな話も掲載されている。ある女性の副課長は、以前は課長のいなかった自分の課に課長が転属してきて、自分の上に立つ形になったのが不愉快だった。しかし、指導機関が、ある報告の中で「女の同志の器量の狭さ、嫉妬、猜疑、一得一失にくよくよするという個人主義」を批判したのを聞き、彼女は自らの痛い所を突かれてショックを受けた（蘇、1954）。

⁶ ある女性が子育てに忙殺されて、心理的葛藤の末に嬰兒を殺したという出来事があった。彼女に同情する女性たちもいたが、この出来事に関しても、「子どもができたなら進歩できないのか？」と、女性自身の思想が問題にされた（『中国青年』「思想・生活・学習」欄編者、1954）。1956年には同じ問いかけが、工場や

企業・機関に向けられた（工人、1956-5-29, 1956-7-20）のは興味深い。

⁷近年の調査でも、湖北省仙桃市では「5、60年代は、抜擢される女性幹部の数は大変少なく、大多数の年度は3～5人にすぎなかった。数十万人の県市においては、この数字はほとんどゼロに近い」、「かつこの時期の女性幹部の任じられる職務はすべて（……）各級婦連の主任・委員などの職を含む、婦女工作の仕事であった」（周、1991、p.196）という。

⁸当時におけるスターリン批判のインパクトに関しては（田中、1988）に詳しい。

⁹子どもの家庭教育における性別分業を批判した記事もある（文匯報、1956-11-17）。

¹⁰地方でも、少なくとも広西省の商業庁と商業工会は同様の指示を出した（広西、1956-10-30）。

¹¹ちょうどその頃に省や市の婦女代表大会が開催されていた場合は、そうした場で自由な意見が出た。後述の山西省の場合はそれに当たる。

【参考文献】

中国語文献（「期」は、その年の期数を示す）

安徽省工会劳保部女工科 1956 「女職工的困難」『中国婦女』9期

陳雪薇 1988 「当代中国党和国家領導制度的確立（1949年10月——1956年9月）」『南京政治学院学報』4期

紡織工業部労働工資司 1956 「紡織工業女工保護工作的情況和意見」『中国紡織』16期

荷丹 1955 「“女人家做的小事情”」『新中国婦女』7期

傅連璋 1953 「和護士同志談談工作中的幾個問題」『中国青年』9期

——1954 「護士工作如何為總路線服務」『中国青年』2期

呼和浩特市労働局 1957 「呼和浩特市検査“保護女職工暫行辦法”執行情況」『労働』5期

頼若愚 1956 「她們需要幫助」『中国婦女』7期

劉子久 1956 「破除清規戒律，保護婦女特殊利益」『中国婦女』9期（7—9期の討論「是我没有上進心嗎？」の総括）

齐齐哈尔工会聯合会女工部 1956 「“不能上馬就得下馬”」『中国婦女』8期

錢江 1988 「《人民日報》1956年の改版」『新聞研究資料』総43輯

喬謙 1955 「這並不是不体面的事情」『新中国婦女』10期

全国総工会 1951 「保護女工暫行条例（草案）[1951年9月15日付]」中国社会科学院・中央档案馆合編
『1949-1952 中華人民共和国經濟档案資料選編 労働工資和職工福利卷』1994、中国社会科学出版社
申国良主編 1989 『工会女職工工作手冊』海洋出版社（「中華人民共和国女工保護条例（草案）[1956年付]」

収録)

蘇蘇 1954 「楊科長的苦惱」『新中国婦女』6期

孫旭培 1989 「建国初期宣傳報道与報紙批評的特点」『新聞研究資料』総47輯

吳平 1955 「加強女工保護工作」『勞動』3期

『新中国婦女』社論 1953 「提高覺悟，深鑽業務，更好地完成國家建設任務」『新中国婦女』10期

——1954 「熱愛勞動是社會主義的高貴品質」『新中国婦女』4期

『新中国婦女』討論 1954 「家庭婦女应当如何更好地為社會主義建設服務」『新中国婦女』4—10期

莊民 1956 「她為什麼失去了工作？」『中国婦女』7期

于光遠 1954 「論勞動者的個人利益与社会公共利益的結合」『學習』12期

張淑芳 1956 「女同志只適合做收發工作嗎？」『中国婦女』10期

中国共產党中央委員會 1953a 「中共中央關於批判大漢族主義思想的指示」中共中央文獻研究室編『建国以來重要文獻選編（第4冊）』1993、中央文獻出版社

——1953b 「為動員一切力量把我国建設成爲一個偉大的社會主義國家而鬭爭——關於党在過渡時期總路綫的學習和宣傳提綱」同上

『中国青年』「生活・思想・學習」欄編者 1954 「有了孩子就不能進步嗎？」『中国青年』15期

中央人民政府勞動部勞動保護司 1953 「三年來勞動保護工作總結與今後的方針任務」『勞動』1期

周治陶 1991 「湖北省仙桃市女幹部情況調查」李小江・譚深主編『中国婦女分層研究』河南人民出版社

日本語文獻

田中祥之 1988 「1950年代中国における社會主義と自由——百家争鳴から反右派へ——」『季刊中国』13号

遠山日出也 1990 「書評：Kay Ann Johnson, *Women, the Family and Peasant Revolution in China*」『中国女性史研究』2号

——1991 「J, ステイシー『フェミニズムは中国をどう見るか』の検討」『近きに在りて』19号

——1999 「第一次五カ年計画期の都市における保育政策」『論集 中国女性史』吉川弘文館

新聞記事

『包頭日報』

1956-8-19「反对歧視婦女」

『北京日報』

1956-8-2「女工的苦惱」

-8-14a「王瑛璞代表的發言」

-8-14b「王淑珍代表的發言」

『長江日報』

1956-9-14 魯桂珍「女工及孩子保護工作上的問題」

『大公報』

1955-8-15—10-31「商業工作者怎樣更好地為人民服務」（「怎樣做一個好營業員」的討論）

1956-8-27「把一切力量調動起來」

-9-12「商業部和商業工會聯合指示 改善女職工工作条件加強勞動保護」

『大衆日報』

1956-7-31「青島國棉二廠職工福利設施調查報告」

『工人日報』

1954-4-27「在任何崗位都可以發光芒，為國家和人民作出貢獻」

-6-4 中華全國總工會女工部「推廣五三工廠工會女工工作經驗，做好基層工作女工工作」

-8-8a「豫北紡織廠懷妊女工流產現象嚴重」

-8-8b「（社論）切實做好保護懷妊女工的工作」

1955-11-23a 中華全國總工會女工部工作組「工會要關心有孩子的女工的進步」

-11-23b 太原市工會聯合會女工部「女工王蘭琴是怎樣安排生活搞好生產的」

1956-5-29「女職工有了孩子能不能繼續進步？」

-6-30「請不要這樣『關心』我」

-7-20 中華全國總工會女工部「有孩子的女職工是能夠繼續進步的——關於“女職工有了孩子能不能繼續進步”的討論總結」

-7-21「主任歧視女工 發出奇怪論調」

-12-15「竟有這樣的企業領導人！他們的論調是：用女工不合乎經濟核算的原則」

『杭州日報』

1956-12-9「許多工廠關心女工生活福利 少數工廠對女工的特殊困難還未很好照顧」

1957-5-26「婦女工作存在哪些問題 省婦聯召集在杭執委座談」

『河南日報』

1956-6-15「鄭州市百貨公司領導不關心職工生活」

『光明日報』

1957-6-7「非黨婦女工作負責人座談會結束」

『廣西日報』

1956-10-30「省商業廳和商業工會指示各地 改善女職工工作条件保護婦女利益」

『解放日報』

1956-6-11「重視女工的保健工作」

-8-12「調動婦女力量，發揮婦女積極作用——李仲培代表的發言」

-12-5 孟凡夏「請照顧女工的特殊困難」

『遼寧日報』

1956-10-21「女工在本溪鋼鐵公司的遭遇」

-12-26「她們為什麼哭？」

『旅大日報』

1956-7-16「女工們在起重機器廠的遭遇」

『南方日報』

1956-7-9 彭青「這些不是“婆婆媽媽”的事情」

- 『青海日報』
 1956-11-11 劉傑「培養提拔婦女幹部，加強職工家屬教育 从各方面調動婦女建設社會主義的積極因素」
 -10-31「(社論) 不應隨便加班加點」
 -11-18「要關懷繅絲工人的健康」
 -11-30「出勤率為什麼降低了」
 -12-30「一個女工婚後的遭遇」
- 『人民鐵道』
 1956-12-11「(社論) 為女職工說幾句話」
 1951-9-22「勞動部召開全國勞動保護工作會議 通過三個勞動保護法令草案」
 1953-1-30「中央勞動部召開全國勞動保護工作會議 總結勞動保護工作經驗」
 -11-26「中華全國總工會關於學習·宣傳與貫徹過渡時期總路線的指示」
 1954-3-4「中華全國民主婦女聯合會關於紀念一九五四年『三八』國際婦女節的通知」
 -3-8 中華全國民主婦女聯合會研究室副主任·黃甘英「教育女職工積極參加社會主義工業建設」
 1956-4-5「關於無產階級專制的歷史經驗」
 -5-27 馬文「妊的女工需要照顧」
 -7-20「是照顧還是歧視？」
 -7-27 周靜宇「為女工鳴不平」
 -9-10「(社論) 尊重護士的高尚勞動」
 -9-17 劉少奇「中國共產黨中央委員會向第八次全國代表大會的政治報告」
 -9-18 鄧小平「關於修改黨的章程的報告」
 -9-19 周恩來「關於發展國民經濟的第二個五年計劃的建議的報告」
 -9-22 星環「不要漠視黨員的個人利益」
 -9-23 鄧穎超「黨更要加強婦女工作的領導，團結和發揮廣大婦女群眾的力量」
 -9-25 蔡暢「積極培養和提拔更多更好的女幹部」
 -9-27 楊之華「認真執行保護女職工的政策」
- 1957-3-23「擴大護士數量 提高護士質量」
- 『山西日報』
 1956-12-2「看了“穆桂英挂帥”以後想起的」
 1957-6-11「鳴放出來幫助省婦聯整風」
- 『天津日報』
 1956-12-30「辦好托兒所，加強“五好”教育 李兆珍代表的發言」
- 『文匯報』
 1956-11-17 季涵「男孩子也應該做點“女人做的事”」
 1957-4-24「復信」(對「丈夫的苦惱」)
 -5-1—6-1「怎樣解決家務勞動和社會勞動之間的矛盾？」
- 『新疆日報』
 1956-11-6「懷孕就要失業嗎？」
 -12-11「哈密財貿部門為什麼這樣對待女同志」
- 『新湖南報』
 1956-10-14「讓女工媽媽們能按時哺乳」
- 『雲南日報』
 1956-10-5「我們要求過份了嗎？」
- 『浙江日報』
 1956-7-11「是什麼阻礙了婦女幹部的積極性？」
 1957-6-5「護士工作質量為什麼不高？ 杭市廿一位護士揭露護士工作中矛盾」
- 『中國青年報』
 1954-7-27 謝覺哉「熱愛自己的工作」
 1956-3-9 王行娟「新媳婦的苦悶」
 -7-14 張健「個人利益和個人主義」
 -10-28「如此愛護“女子測量隊”」